

第172回 定時株主総会 招集ご通知

【株主の皆さまへ】

- ・当日のご来場につきましては、ご自身の体調等をご確認のうえ、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場の座席間隔を広げて配置することから、座先数が減少しております。あらかじめご了承ください。
- ・会社法の改正による電子提供制度の施行に伴い、従前書面でお送りしていた株主総会資料をウェブサイト（URL等は本通知1頁記載）に掲載して提供しております。環境への配慮等も踏まえ、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ご出席の株主さまへの「お土産」のご用意はございません。

インターネットまたは書面による議決権行使期限

2023年6月22日（木曜日）午後5時 まで

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/9537/>



開催日時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所 新潟市中央区東大通一丁目2番23号
北陸ビル 8階 当社会議室

議案
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	10
連結計算書類	27
計算書類	38
監査報告	45

証券コード 9537
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年5月31日)

株主各位

新潟市中央区東大通一丁目2番23号

北陸瓦斯株式会社
代表取締役社長 敦井 一友

第172回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第172回定時株主総会を後記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第172回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにてアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hokurikugas.co.jp/company/ir/sokai.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9537/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにてアクセス後、当社名「北陸瓦斯」または当社証券コード「9537」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択の上、ご確認ください。)



なお、当日の出席に代えて、事前にインターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



インターネットにより
議決権を行使される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)
にアクセスしていただき、

▶ **2023年6月22日(木曜日) 午後5時まで**
に賛否をご入力ください。(3~4頁をご参照ください。)



書面(郵送)により
議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、

▶ **2023年6月22日(木曜日) 午後5時まで**
に到着するようご返送ください。



株主総会への出席により
議決権を行使される場合

▶ お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付に
ご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットと書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

記

1 日 時	2023年6月23日(金曜日) 午前10時
2 場 所	新潟市中央区東大通一丁目2番23号 北陸ビル 8階 当社会議室 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第172期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第172期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

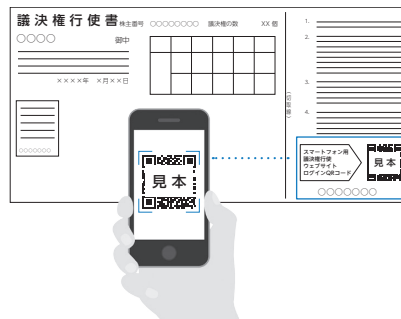
2023年6月22日（木曜日）
午後5時 入力完了分まで

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

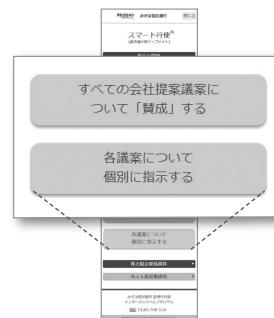


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

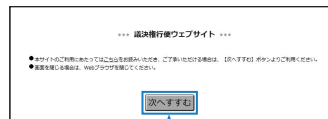
インターネットと書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

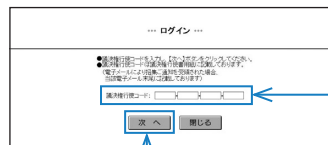
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

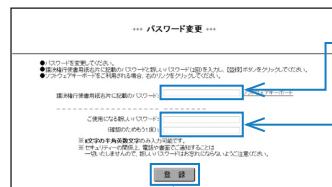
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

受付時間 午前9時～午後9時（年末年始を除く）

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、財政状態、業績を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭といたします。
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 80円 総額 383,502,480円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月26日

第2号議案

取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
※ あだち ひろみち 阿達 宏通 (1956年5月7日生)	2012年6月 敦井産業株式会社取締役 2014年6月 同社常務取締役 2018年6月 同社取締役 2018年6月 北栄建設株式会社代表取締役社長 2021年6月 同社代表取締役社長退任 2021年6月 敦井産業株式会社取締役退任 現在に至る	0株
【取締役候補者とした理由】 当社のグループ会社において豊富な業務経験を有し、その豊富な経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. ※は新任取締役候補者を示します。

2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、株主、投資家、従業員その他第三者からの損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

4. 議案が承認可決された場合の当社取締役のスキル・マトリックスは次頁に記載の通りです。

(取締役のスキル・マトリックス)

氏名	企業経営	法務・ リスク管理	財務・会計	人事・労務	サステナ ビリティ	地域経済	ICT・DX
敦井 榮一	●	●				●	
敦井 一友	●	●				●	
津野 徹	●	●			●		
高橋 嘉津夫		●	●		●		
清水 崇之		●			●		●
小出 清		●		●	●		
高井 聡		●			●		●
阿達 宏通	●				●	●	
小林 宏一	●				●	●	
鶴巻 克恕	●	●				●	
殖栗 道郎	●				●	●	

※上記一覧表は、各取締役が有するスキルの中から特に期待する分野を最大3つまで記載したものであり、各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

第3号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 西潟精一および能勢正敏の両氏の任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、 重要な兼 職位 おの よび 状況	所有する 当社の 株式の数
1	西潟 精一 (1954年1月14日生)	2010年6月 三条信用金庫理事長 現在に至る 2013年6月 当社社外監査役 現在に至る <重要な兼職の状況> 三条信用金庫理事長	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 金融業で培われた経営能力や専門知識を活かした高い見識に加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、厳正な監査をしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	※ 島垣 恭洋 (1957年7月26日生)	2011年6月 敦井産業株式会社取締役 2017年6月 同社常勤監査役 2017年6月 北栄建設株式会社監査役 2022年6月 敦井産業株式会社常勤監査役退任 2022年6月 北栄建設株式会社監査役退任 現在に至る	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 会社経営に携わった経験および当社グループ会社において監査役を歴任して培われた幅広い経験や知見を基に厳正な監査をしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. ※は新任監査役候補者を示します。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 西潟精一および島垣恭洋の両氏は社外監査役候補者であります。また、西潟精一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。なお、西潟精一氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 4. 西潟精一氏の当社における社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
 5. 島垣恭洋氏は2017年6月まで当社の特定関係事業者である敦井産業株式会社の取締役、2017年6月から2022年6月まで同社の常勤監査役で

ありました。また、同氏は2017年6月から2022年6月まで当社の子会社である北米建設株式会社の監査役でありました。

6. 当社は、監査役候補者 西潟精一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、島垣恭洋氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者の業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合における損害を填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動規制が徐々に緩和され、社会経済活動に持ち直しの動きがみられたものの、ウクライナ危機や急激な為替変動を主因とした原材料やエネルギー価格の高騰により国民生活や経済活動が大きな打撃を受けました。政府による電気・ガス価格激変緩和対策事業など物価高への対策も実施されておりますが、先行きが不透明な状況が継続しております。

エネルギー業界におきましては、業種や地域の垣根を越えた事業者間の競争激化に加え、急速な脱炭素化の進展など大きな転換期を迎えております。

こうした情勢下にあります、当社グループは総力をあげて都市ガスの普及拡大、保安の確保および将来に向けた事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

当期の売上高は、前年の春先および冬場の気温が高く推移したことによる給湯・空調用需要の減少があったものの、原料費調整に伴いガス料金単価の引き上げがあったことから、前期比33.0%増の696億34百万円となりました。

営業費用につきましては、経営全般にわたり経費の削減に努めましたものの、LNG価格の上昇に伴う原料費の増加があったことから、前期比35.3%増の693億50百万円となりました。

その結果、営業利益は前期比73.8%減の2億83百万円、営業外収益および営業外費用を加えた経常利益は前期比48.5%減の6億87百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比56.0%減の4億20百万円となりました。

主要な事業別の概況は次のとおりであります。

なお、事業別の売上高およびセグメント利益又はセグメント損失には、事業間の内部取引に係る金額を含んでおりません。

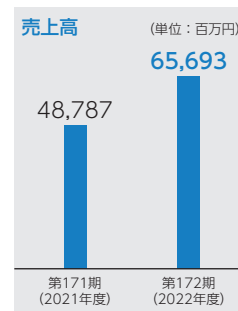
都市ガス

当期末のお客さま件数は、前期末に比べ0.3%増の457,190件となりました。

ガス販売量につきましては、前年の春先および冬場の気温影響により給湯・空調用需要が減少したことに加え、業務用のお客さまの設備稼働が減少したことにより、前期比6.8%減の424,277千㎡となりました。

都市ガス事業（付随する受注工事および器具販売を含む）の売上高は、原料費調整に伴うガス料金単価の引き上げにより前期比34.7%増の656億93百万円となりました。一方、LNG価格の上昇に伴い原料費が増加したことからセグメント損失は49百万円（前期はセグメント利益7億37百万円）となりました。

（注）ガス販売量は1㎡当たり45メガジュール換算で表示しております。



その他

事業内容（セグメント）別では、LPG事業の売上高は前期比10.4%増の24億52百万円、ガス設備の保全・設計施工事業の売上高は前期比4.4%減の11億71百万円、住宅設備機器の販売施工事業の売上高は前期比21.0%増の19億48百万円、土木・管工事業の売上高は前期比2.3%減の26億52百万円、太陽光発電事業の売上高は前期比3.5%減の69百万円となりました。

その結果、上記の事業を合計した売上高は前期比5.7%増の82億93百万円、利益につきましては4.9%減の3億69百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資総額は46億43百万円となりました。その主な内容は、経年ガス管取替に伴う導管設備の取得であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、エネルギー事業者間の競争激化や少子高齢化に伴う人口減少に加え、原材料やエネルギー価格の高騰などにより一層厳しさを増しております。また、脱炭素社会の実現が求められるなか、ガス事業を中心に据える当社グループの果たすべき役割は今後ますます重要になってまいります。

このような状況のなか、当社グループは新潟県内約46万件のお客さまへの都市ガスの安定供給を引き続き事業の根幹としつつ、以下の取り組みを重点的に進めてまいります。

1つ目は、2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みであります。脱炭素社会の実現には、移行期間における徹底した低炭素化が重要となることから、ZEH・ZEBへの対応も見据え、環境性・省エネ性に優れたガスシステムの提案を強化してまいります。

また、家庭用・業務用ともに、他熱源をご利用のお客さまに対する都市ガスへの転換提案に積極的に取り組み、都市ガスの普及促進を通じた低炭素化を一層推進してまいります。

さらに、ガスの生産から消費段階までの温室効果ガスの排出を実質ゼロとみなすクレジット制度を利用した「カーボンニュートラル都市ガス」の普及促進により脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

2つ目は、強靱な事業基盤の構築であります。レジリエンス強化として、導管の耐震性向上や遠隔監視システムの機能強化に取り組むとともに、保安・安定供給の更なる維持向上のため、スマート保安導入も積極的に検討してまいります。また、事業継続を想定した部門横断的な災害訓練を定期的を実施し、災害時における対応力強化を図ります。

加えて、情報セキュリティ対策の強化やクラウド等の最新技術を活用した業務全般における効率化、DX推進にも引き続き取り組んでまいります。

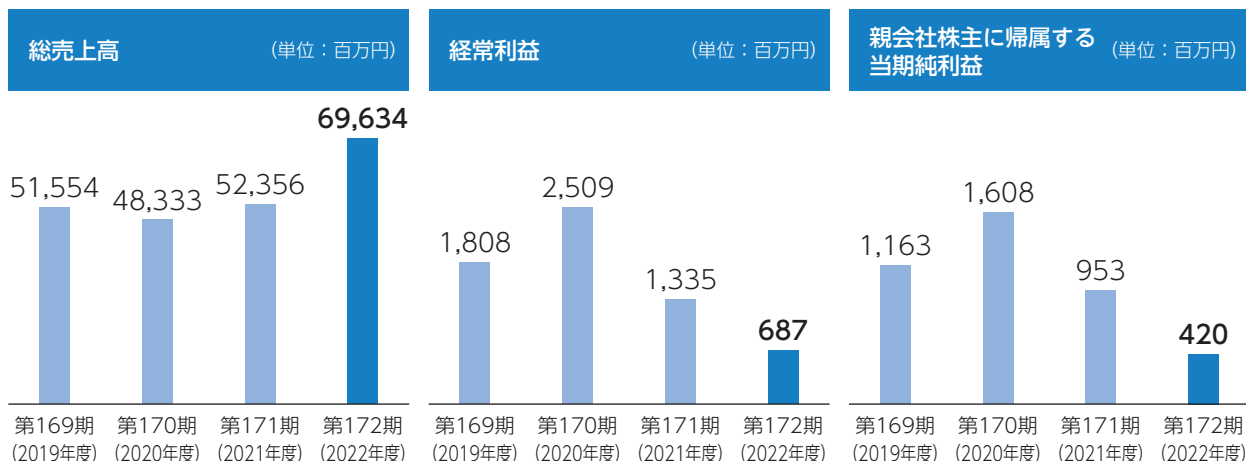
3つ目は、地域社会との共存共栄であります。当社は2023年6月に創立110周年を迎えコーポレートスローガンを一新いたしました。ご支援いただいた皆さまのご期待にこれまで以上にお応えできるよう、自治体や地元企業と一層の連携強化を図り、引き続き地域の付加価値向上や課題解決に資する取り組みを検討・実施してまいります。

また、持続可能な社会の実現に向け、当社独自に定めたサステナビリティに関する取り組み基本方針のもと、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に取り組み、ガス事業を通じて地域社会の発展に貢献してまいります。

当社グループはこれらの取り組みを着実に進めるとともに、引き続きお客さまのニーズや環境変化に応じた付加価値の高いサービスを提供していくことで、地域のお客さまに信頼され、選択され続ける企業グループを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移



区分	第169期 (2019年度)	第170期 (2020年度)	第171期 (2021年度)	第172期 (2022年度)
総売上高 (百万円)	51,554	48,333	52,356	69,634
経常利益 (百万円)	1,808	2,509	1,335	687
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,163	1,608	953	420
1株当たり当期純利益	242円65銭	335円51銭	198円96銭	88円14銭
総資産 (百万円)	60,206	61,895	63,634	63,648
純資産 (百万円)	48,252	50,272	50,726	51,140

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2021年5月20日付「過年度の連結財務諸表等に関する誤謬の判明について」および同年6月7日付「過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、第170期において過年度の決算訂正を行っており、第169期の数値は決算訂正後の数値を記載しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第171期の期首から適用しており、第171期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
4. 第172期より「株式給付信託(従業員持株会処分型)」を導入しており、1株当たり当期純利益の算定上、株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(6) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
都市ガス	都市ガスの製造・供給および販売、ガス受注工事の施工、ガス機器の販売
その他	LPGの販売、ガス設備の保全・設計施工事業、住宅設備機器の販売施工事業、土木・管工事業、太陽光発電事業等

(7) 主要な営業所および工場

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	新潟市中央区東大通一丁目2番23号
支 社 等	新潟支社・新潟供給センター（新潟市中央区）、長岡支社・長岡供給センター（長岡市）、 柏崎支社・柏崎供給センター（柏崎市）
工 場 等	東港工場（聖籠町）、西長岡供給所（長岡市）、藤井供給所（柏崎市）

② 子 会 社

会 社 名	所 在 地
北陸天然瓦斯興業株式会社	新潟市東区
北陸ガスエンジニアリング株式会社	新潟市中央区
北陸ガスリビングサービス株式会社	新潟市中央区
蒲原瓦斯株式会社	新潟市西蒲区
北栄建設株式会社	新潟市中央区

(8) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
北陸天然瓦斯興業株式会社	70,000	100.00	LPGの販売
北陸ガスエンジニアリング株式会社	50,000	100.00	ガス設備の保全、設計施工
北陸ガスリビングサービス株式会社	50,000	100.00	住宅設備機器の販売施工
蒲原瓦斯株式会社	180,000	41.82 (0.98) [21.93]	都市ガスの供給、販売 ガス受注工事の施工 ガス機器の販売
北栄建設株式会社	100,000	48.40 (4.30) [29.43]	土木・管工事業

- (注) 1. 出資比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 出資比率の () 内は、間接所有の出資比率で内数となっております。
3. 出資比率の [] 内は、緊密な者または同意している者の出資比率で外数となっております。
4. 当事業年度末における連結子会社は上記5社、持分法適用会社は2社であります。

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
629名	±0名

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。

(10) 主要な借入先

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株
(2) 発行済株式の総数 4,793,781株 (自己株式6,219株を除く)
(3) 株主数 2,157名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
敦井産業株式会社	530	11.07
公益財団法人北陸瓦斯奨学会	451	9.41
公益財団法人敦井奨学会	334	6.97
光通信株式会社	297	6.20
新潟ヒューム管株式会社	261	5.46
株式会社UH Partners 2	183	3.82
公益財団法人敦井コレクション	150	3.14
株式会社第四北越銀行	137	2.86
三条信用金庫	118	2.46
敦井株式会社	104	2.18

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式(6,219株)を控除して計算しております。
3. 自己株式数には、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」に係る信託口が所有する株式(61,700株)は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年5月27日開催の取締役会決議により、従業員の福利厚生増進および当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」を導入しており、当事業年度末において株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式は61,700株であります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	敦 井 榮 一	敦井産業株式会社 代表取締役会長 蒲原瓦斯株式会社 代表取締役会長 公益財団法人北陸瓦斯奨学会 理事長 公益財団法人敦井奨学会 理事長 公益財団法人敦井コレクション 理事長
取締役社長 (代表取締役)	敦 井 一 友	敦井産業株式会社 代表取締役社長 株式会社第四北越銀行 社外取締役（監査等委員） セコム上信越株式会社 社外取締役
常務取締役 (代表取締役)	津 野 徹	供給部担当 北陸天然瓦斯興業株式会社 代表取締役社長
常務取締役	高 橋 嘉津夫	企画部・ICT推進部・総務部・経理部・営業部担当
取 締 役	清 水 崇 之	営業部長
取 締 役	小 出 清	総務部長
取 締 役	高 井 聡	供給部長
取 締 役	小 林 宏 一	小林石油株式会社 取締役会長 株式会社いいがたエネルギー 代表取締役
取 締 役	鶴 巻 克 恕	鶴巻克恕法律事務所 弁護士
取 締 役	殖 栗 道 郎	株式会社第四北越フィナンシャルグループ 代表取締役社長 株式会社第四北越銀行 取締役頭取 一般社団法人新潟県経営者協会 会長
常勤監査役	森 裕 之	
監 査 役	西 潟 精 一	三条信用金庫 理事長
監 査 役	能 勢 正 敏	

- (注) 1. 取締役 小林宏一氏、鶴巻克恕氏および殖栗道郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 西潟精一氏および能勢正敏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 常勤監査役 森裕之氏は、当社の経理部門において豊富な業務経験を有するとともに、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役 小林宏一氏、鶴巻克恕氏および監査役 西潟精一氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 小林宏一、鶴巻克恕、殖栗道郎の3氏および監査役 西潟精一、能勢正敏の両氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該被保険者の範囲は当社および当社子会社のすべての取締役、執行役および監査役であり、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約により、被保険者の業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合における損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は填補対象外としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月22日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の諮問機関である指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の決定にあたっては、指名報酬委員会が決定方針等に沿うものであることも含めて審議していることから、取締役会としてもその答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役および監査役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の役員報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、業績や個々の役員の職責、経済情勢等を勘案し、取締役の報酬については取締役会の諮問機関である指名報酬委員会での意見を参考に、取締役会の決議により、監査役の報酬については監査役の協議により、以下の方針に基づいて決定する。

- (a) 個々の役員が担う役割・責任に応じた報酬体系
- (b) 当社の事業環境や業績を考慮した報酬体系
- (c) 監査役は監査役の独立性や機能を考慮した報酬体系

イ. 基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の報酬体系は取締役・監査役ともに「基本報酬（月例）＋賞与」とする。取締役（社外取締役を除く）における基本報酬は「固定報酬＋業績連動報酬」で構成し、個々の役員が担う役割や責任に応じて、事業環境や業績を考慮した上で、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬の内容および算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、業務執行において単年度の業績結果を明確に反映させる観点から、当期純利益を指標とした現金報酬とし、事業全体の状況を踏まえて決定する。

なお、業績連動報酬は当期純利益に加えて事業全体の状況などを総合的に勘案し決定することから、指標の目標は明確には定めないこととする。

エ. 役員報酬における固定報酬および業績連動報酬の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

役員報酬制度に定める基本方針に基づき、社外役員が過半数を占める任意の委員会である指名報酬委員会における審議を経たうえで、基本報酬における固定報酬および業績連動報酬の支給割合を決定する。

取締役の個人別報酬額の決定については、固定報酬部分は役員別に定める指数等をもとに個別の年間報酬額を算定し、また、業績連動報酬部分は当期純利益を指標とした指数に基づき算定した報酬額を、固定報酬の合計に対する個別割合にて配分する。

なお、取締役の個人別報酬構成割合は代表取締役社長の報酬構成割合に準じて、職責や報酬水準を考慮して決定することとし、社外取締役および監査役は業務執行から独立した立場であることから基本報酬は月例の固定報酬のみとする。

オ. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別報酬額の決定については、報酬額の決定手続きにおける客観性・透明性の確保を図るため、社外役員が過半数を占める任意の委員会である指名報酬委員会における審議を経たうえで、取締役会における代表取締役一任の決議に基づき、代表取締役社長である敦井一友が、その役位に応じた報酬額を決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬		賞与	
		固定報酬	業績連動報酬		
取締役 (うち社外取締役)	164,580 (7,920)	130,140 (7,920)	34,440 (-)	- (-)	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	22,800 (5,280)	22,800 (5,280)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	187,380 (13,200)	152,940 (13,200)	34,440 (-)	- (-)	15 (6)

- (注) 1. 上表には、2022年6月23日開催の第171回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬は、業務執行において半年度の業績結果を明確に反映させる観点から当期純利益を指標としており、当事業年度における業績連動報酬の算定に使用したその実績は1,329百万円（2020年度）および763百万円（2021年度）であります。なお、業績連動報酬部分は当期純利益を指標とした指数に基づき算定した報酬額を、固定報酬の合計に対する個別割合にて配分しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第164回定時株主総会において、取締役の報酬限度額として、月額20,000千円以内（うち社外取締役分月額2,000千円以内）、賞与額は年額15,000千円以内（うち社外取締役分年額1,500千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第164回定時株主総会において、監査役の報酬限度額として、月額4,000千円以内、賞与額は年額4,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長である敦井一友に対し各取締役の基本報酬における固定報酬および業績連動報酬の支給割合の決定を委任しております。委任した理由は、個々の役員が担う役割や責任に応じて、事業環境や業績を考慮したうえで、総合的に勘案して決定するには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会の諮問機関である指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。
7. 当社は2015年6月26日開催の第164回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。これに基づき、上記の報酬等の額のほか、当事業年度に退任した取締役1名に対し1,332千円の役員退職慰労金を支給しております。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 小林 宏一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社は、小林石油株式会社および株式会社にいがたエネルギーにエコ・ステーションの運営委託等を行っております。

イ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、エネルギー産業で培われた経営能力や専門知識を活かした高い見識から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

② 取締役 鶴巻 克恕

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と鶴巻克恕法律事務所において特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

③ 取締役 殖栗 道郎

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社は、株式会社第四北越銀行より資金の借入等を行っております。なお、当社と株式会社第四北越フィナンシャルグループおよび一般社団法人新潟県経営者協会において重要な取引関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

2022年6月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会5回すべてに出席し、金融業で培われた経営能力や専門知識を活かした高い見識から、議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

④ 監査役 西潟 精一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と三条信用金庫において特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査役会7回のうち6回出席し、金融業で培われた経営能力や専門知識を活かした高い見識から監査結果の意見交換および監査に関する重要事項の審議等を行っております。

⑤ 監査役 能勢 正敏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席しております。また、当事業年度に開催された監査役会7回すべてに出席し、会社経営に携わった豊富な経験を基に監査結果の意見交換および監査に関する重要事項の審議等を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28,200千円

(3) 非監査業務の内容

当社および当社子会社 蒲原瓦斯株式会社は、会計監査人に対してガス事業託送供給収支計算規則に基づく証明書発行業務を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると、監査役が認めた場合、監査役会は全員一致の決議により当該会計監査人を解任するものとします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム基本方針

会社法及び会社法施行規則に基づく当社の業務の適正並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりとする。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

定期的開催される社長他業務担当取締役出席の議論の場（以下「常務会等」という）でコンプライアンス事案を含む重要案件を審議し、その場で常勤監査役の意見を求め、必要に応じて顧問弁護士、会計監査人等から意見を求める。また、公益通報規程を制定するとともにそれに基づき内部通報窓口を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規則、稟議規程等個別規程類の定めにより、情報文書の保存管理を行い、引き続きその充実を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

災害・事故等当社の主要リスクについては、担当部署において規程・要領等による管理や必要に応じた研修・訓練を実施する。リスク発生時には担当部署での一次対応に加え、常務会等の場において適切な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画に基づく各部門の活動方針や業務目標の設定、定期的進捗管理・業績報告により、全社一体的な執行体制の継続を図る。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社取締役と子会社取締役とが定期的に情報交換を行うとともに、監査室による子会社への内部監査を通じて、子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備を図る。また、グループ全体の内部通報窓口を当社に設置、運用する。子会社において重大なリスクが発生した場合に、当社は報告を受け、連携して対応にあたる。
- ② 当社は子会社取締役より、業務執行状況その他の重要な情報について報告を受ける。
- ③ 子会社の事業運営については自主性を尊重しつつ、事業運営にとって重要な事項については当社と協議することにより、連携を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役から補助使用人設置の要請があった場合、監査役の指示に従い適切に対応する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役へは常務会等の場で重要な決議事項や経営状況の報告を行うとともに、業務執行取締役が決裁する重要な稟議書を回付する。また、監査室による内部監査結果についても監査役へ報告する。
- ② 子会社取締役は監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、適切な報告を行う。内部通報制度により子会社から通報があった場合、当社は通報の状況を監査役に報告する。
- ③ 監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査については、十分な協力を行うとともに監査室等と緊密な連携を図る。監査役の職務を執行するうえで必要な費用について適切に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 定期的で開催される常務会等の場で、法令や定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の審議・報告を行っております。その際には常勤監査役等に意見を求めることで、取締役の職務の適正性の確保を図っております。また、部門目標の設定や進捗管理、業績についても定期的に審議・報告を行っており、情報の共有により全社一体的な執行体制の継続を図っております。
- ② 災害・事故等、主要なリスクについては、それを未然に回避し、またその影響が最小限となるよう、各業務担当取締役がリスクの把握・評価を行い、担当部署において規程・要領等による管理や必要に応じた研修・訓練を定期的に実施しております。さらに、リスク顕在化時には担当部署による一次対応に加え、常務会等の場において迅速に適切な対策を講じております。
- ③ 当社取締役と子会社の経営責任者をメンバーとする会議を定期的で開催し、子会社の業務執行や事業運営に関する重要な情報について報告を受け、必要に応じて協議を行うことで、子会社との情報交換及び意思疎通を図っており、当社に子会社の情報が確実に報告される体制を確保しております。
- ④ 常勤監査役及び監査室をグループ全体の内部通報窓口とし、通報の方法、調査の体制、不正があった場合は是正措置等、所要の手續・体制を当社及び子会社において周知しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

- ⑤ 監査室は内部監査を実施し、当社及び子会社における法令等の遵守状況、職務の遂行に係る適法性・妥当性等の確認を行っております。内部監査の結果は社長及び常勤監査役に報告し、必要に応じて当該部門の責任者に対し、改善に向けた意見・指摘を行い、フォロー監査を実施して改善措置の実施状況を検証しております。
- ⑥ 常勤監査役は常務会等の重要な会議に出席し、決議事項や経営状況の報告を受け、その知識・経験を活かし適切な意見を述べるとともに、会計監査人及び監査室と定期的に情報交換を行い、当社の監査や子会社の事業運営状況の確認を行うことで、当社及び子会社における職務の執行に関する適法性の確認を行っております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は法令を遵守した企業活動を行い、反社会的勢力との取引関係を遮断することを基本方針とする。具体的には顧問弁護士や警察、新潟県暴力追放運動推進センター等の外部機関と連携して、反社会的勢力を排除するとともに、更なる社内体制の整備に努めるものとする。

(4) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期
資産の部	
固定資産	49,103,806
有形固定資産	39,928,944
製造設備	3,995,996
供給設備	32,964,636
業務設備	1,746,773
その他の設備	887,037
建設仮勘定	334,501
無形固定資産	2,685,461
のれん	2,084,844
その他無形固定資産	600,617
投資その他の資産	6,489,400
投資有価証券	2,647,079
退職給付に係る資産	141,413
繰延税金資産	1,072,762
その他投資	2,636,158
貸倒引当金	△8,014
流動資産	14,544,818
現金及び預金	6,968,608
受取手形、売掛金及び契約資産	6,274,136
その他流動資産	1,310,242
貸倒引当金	△8,169
資産合計	63,648,625

科目	当期
負債の部	
固定負債	2,645,909
長期借入金	186,112
役員退職慰労引当金	132,138
ガスホルダー修繕引当金	1,425,622
器具保証引当金	344,362
退職給付に係る負債	69,739
その他固定負債	487,934
流動負債	9,862,086
1年以内に期限到来の固定負債	2,623
支払手形及び買掛金	5,088,449
未払法人税等	182,860
その他流動負債	4,588,153
負債合計	12,507,995
純資産の部	
株主資本	46,755,191
資本金	2,400,000
資本剰余金	21,277
利益剰余金	44,532,629
自己株式	△198,716
その他の包括利益累計額	1,146,245
その他有価証券評価差額金	1,025,124
退職給付に係る調整累計額	121,121
非支配株主持分	3,239,192
純資産合計	51,140,629
負債純資産合計	63,648,625

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

費 用		収 益	
売上原価	48,976,624	売上高	69,634,501
(売上総利益)	(20,657,877)		
供給販売費及び一般管理費	20,373,904		
供給販売費	17,967,027		
一般管理費	2,406,876		
(営業利益)	(283,973)		
営業外費用	2,684	営業外収益	406,704
支払利息	558	受取利息	879
投資有価証券評価損	1,006	受取配当金	75,980
その他	1,119	導管修理補償料	71,228
		受取賃貸料	70,985
		持分法による投資利益	117,065
		その他	70,564
経常利益	687,993		
税金等調整前当期純利益	687,993		
法人税、住民税及び事業税	148,621		
法人税等調整額	83,835		
当期純利益	455,536		
非支配株主に帰属する当期純利益	35,385		
親会社株主に帰属する当期純利益	420,151		
合 計	70,041,206	合 計	70,041,206

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,400,000	21,046	44,484,921	△18,402	46,887,565
当期変動額					
剰余金の配当			△383,512		△383,512
親会社株主に帰属する当期純利益			420,151		420,151
自己株式の取得				△182,063	△182,063
自己株式の処分				1,749	1,749
連結子会社株式の取得 による持分の増減		230			230
持分法の適用範囲の変動			11,069		11,069
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	230	47,708	△180,313	△132,374
当期末残高	2,400,000	21,277	44,532,629	△198,716	46,755,191

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	808,785	△190,015	618,769	3,220,519	50,726,855
当期変動額					
剰余金の配当					△383,512
親会社株主に帰属する当期純利益					420,151
自己株式の取得					△182,063
自己株式の処分					1,749
連結子会社株式の取得 による持分の増減					230
持分法の適用範囲の変動					11,069
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	216,339	311,137	527,476	18,672	546,149
当期変動額合計	216,339	311,137	527,476	18,672	413,774
当期末残高	1,025,124	121,121	1,146,245	3,239,192	51,140,629

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数は5社であり、名称は次のとおりであります。
北陸天然瓦斯興業(株)、北陸ガスエンジニアリング(株)、北陸ガスリビングサービス(株)、蒲原瓦斯(株)、北栄建設(株)
- ② 主要な非連結子会社の名称は次のとおりであります。
北陸土地開発(株)、北陸リース(株)、(株)ガスサービス
非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社の数は2社であり、名称は次のとおりであります。
妙高グリーンエナジー(株)、北陸不動産(株)
妙高グリーンエナジー(株)、北陸不動産(株)は重要性が増したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社4社（うち主要なものは北陸土地開発(株)、北陸リース(株)、(株)ガスサービス）及び関連会社3社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
- ② 棚卸資産
製品、原料、貯蔵品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、未成工事支出金については個別法による原価法によっております。

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- ③ ガスホルダー修繕引当金
球形ホルダーの定期開放検査費用の支出に備えるため、必要費用を期間均等配分方式で計上しております。
- ④ 器具保証引当金
販売器具の保証期間内のサービスに要する費用の支出に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

(二) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

都市ガスの販売

ガス事業会計規則を適用し、定例的に実施する計量器の検針により測定した需要家のガス使用量に基づき収益を認識しております。

(ホ) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。

(ハ) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務費用は、5年による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度における発生額について5年による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 1,072,762千円

(繰延税金負債と相殺前の金額は1,643,440千円)

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産については、過去の実績及び収支見通しを踏まえた将来の課税所得の発生時期、金額に基づき合理的と考えられる見積りによりその回収可能性を判断しております。過去3年及び当連結会計年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、スケジューリングされた一時差異に係る繰延税金資産は全額回収可能と見積っております。

この見積りを行うにあたって、当社グループは安定的かつ継続して都市ガス事業を行っていくという前提の下、当連結会計年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないと判断しております。

なお、上記により予測された将来の課税所得が発生しなかった場合には、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	155,108,882千円
(2) 保証債務	
関東信越ガス事業協同組合	36,720千円
妙高グリーンエナジー株式会社	176,000千円
(3) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額	
受取手形	259,529千円
売掛金	1,122,369千円
契約資産	232,553千円
(4) その他流動負債のうち、契約負債の金額	
契約負債	363,280千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,800千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

(イ) 配当金支払額

2022年6月23日開催の定時株主総会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	383,512千円
1株当たり配当額	80.0円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月24日

(ロ) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2023年6月23日開催の定時株主総会において次のとおり決議を予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	383,502千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	80.0円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月26日

(注) 2023年6月23日定時株主総会決議予定の配当金の総額には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」が所有する自社の株式に対する配当金4,936千円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(イ) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(ロ) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、当該契約は固定金利のため金利の変動リスクはありません。その他、株式給付信託（従業員持株会処分型）の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金が含まれており、当該契約は変動金利のため金利の変動リスクを含んでおります。

(ハ) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的モニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、主に設備投資に係る資金調達を目的とした借入金の支払金利変動リスクを抑制するため、固定金利での借入れを行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、担当部署が適時に資金繰計画を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券	1,951,671	1,951,671	－
(2) その他投資	2,300,000	2,300,352	352
資産計	4,251,671	4,252,023	352
(1) 長期借入金及び1年以内に期限到来の固定負債	188,735	188,737	2
負債計	188,735	188,737	2

(注) 1. 現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであること、その他投資のうち満期までの期間が決算日の翌日から起算して1年を超える預金以外のものは重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額695,408千円）は非上場株式であり、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(イ) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,951,671	－	－	1,951,671
資産計	1,951,671	－	－	1,951,671

(ロ) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他投資				
定期預金	—	2,300,352	—	2,300,352
資産計	—	2,300,352	—	2,300,352
長期借入金及び1年以内に期限到来の固定負債	—	188,737	—	188,737
負債計	—	188,737	—	188,737

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

その他投資

満期までの期間が決算日の翌日から起算して1年を超える定期預金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金及び1年以内に期限到来の固定負債

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定し、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によるものとして、いずれもレベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	都市ガス	LPG	ガス設備の保全・設計施工	住宅設備機器の販売施工
一時点で移転される財	5,170,649	56,658	126,839	847,479
一定の期間にわたり移転される財	—	998,657	131,456	—
顧客との契約から生じる収益	5,170,649	1,055,315	258,295	847,479
その他の収益	60,422,564	41,916	—	—
外部顧客への売上高	65,593,214	1,097,232	258,295	847,479

	報告セグメント		合計
	土木・管工事	太陽光発電	
一時点で移転される財	312,304	69,396	6,583,326
一定の期間にわたり移転される財	1,456,579	—	2,586,692
顧客との契約から生じる収益	1,768,883	69,396	9,170,019
その他の収益	—	—	60,464,481
外部顧客への売上高	1,768,883	69,396	69,634,501

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(イ) ガス器具の販売

ガス器具が顧客により検収された時点において顧客が当該ガス器具に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に検収された時点で収益を認識しております。

(ロ) ガス受注工事の施工及び土木・管工事業

請負工事契約に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、決算日までに発生した工事原価等が、予想される工事原価等の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(ハ) LPGの販売

定例的に実施する計量器の検針により測定した需要家のガス使用量に基づき収益を認識しておりますが、決算月においては、検針日から決算日までの未検針の期間に生じたガス使用量を見積ることにより、連結会計年度のガス使用量に基づく収益を認識しております。未検針の期間に生じたガス使用量は、決算月の検針により測定したガス使用量を基礎として、前回検針から当該決算月の検針までの日数に対する未検針日数の割合に基づき算定しております。また、単価については決算月におけるLPGの平均販売単価を用いております。

なお、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 (二) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、都市ガスの販売についてはガス事業会計規則に基づいて収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(イ) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	1,312,396	1,381,899
契約資産	171,527	232,553
契約負債	358,029	363,280

契約資産は主に期末日現在で未請求の土木・管工事業の対価に対する権利に関連するものであります。当該契約資産は、残りの履行義務が完了し、請求が行われた時点で売上債権に振り替えられます。契約負債は主にガス受注工事にかかる顧客からの前受金に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は329,321千円であります。

(ロ) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は277,821千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 10,122円70銭

(2) 1株当たり当期純利益 88円14銭

(注) 当社は「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」を導入しており、1株当たり純資産額の算定上、株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (当連結会計年度61,700株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当連結会計年度27,236株)。

9. その他の注記

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しております。

(イ) 取引の概要

本制度は、「北陸ガス従業員持株会」（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下、「受託者」という。）を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約」（以下、「本信託契約」という。）を締結いたしました（以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）。また、受託者は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結しております。

株式会社日本カストディ銀行は、株式会社日本カストディ銀行に設定される信託E口（以下、「本信託口」という。）において、今後5年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して定期的に当社株式を売却していきます。本信託口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時まで、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者（従業員）に分配します。

また、当社は、本信託口が当社株式を取得するために受託者が行う借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

(ロ) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末179,951千円、61,700株であります。

(ハ) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末182,000千円

(2) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期
資産の部	
固定資産	42,355,430
有形固定資産	36,212,852
製造設備	3,997,785
供給設備	30,719,186
業務設備	1,184,965
附帯事業設備	2,758
建設仮勘定	308,155
無形固定資産	2,647,100
借地権	1,017
鉱業権	500
のれん	2,084,844
その他無形固定資産	560,739
投資その他の資産	3,495,477
投資有価証券	2,102,661
関係会社投資	510,123
出資金	15
長期前払費用	177,137
繰延税金資産	657,104
その他投資	56,451
貸倒引当金	△8,014
流動資産	7,858,371
現金及び預金	1,965,491
受取手形	171,465
売掛金	4,554,415
関係会社売掛金	22,895
未収入金	343,027
製品	148,103
原料	24,250
貯蔵品	501,496
前払費用	770
関係会社短期債権	52,667
その他流動資産	81,551
貸倒引当金	△7,762
資産合計	50,213,802

科目	当期
負債の部	
固定負債	2,328,030
長期借入金	182,000
退職給付引当金	26,717
ガスホルダー修繕引当金	1,331,473
器具保証引当金	379,737
資産除去債務	33,149
その他固定負債	374,952
流動負債	8,483,789
買掛金	4,125,246
未払金	805,741
未払費用	1,763,291
未払法人税等	88,662
前受金	796,590
預り金	29,249
関係会社短期債務	875,008
負債合計	10,811,820
純資産の部	
株主資本	38,383,081
資本金	2,400,000
資本金	2,400,000
資本剰余金	21,046
資本準備金	21,043
その他資本剰余金	3
利益剰余金	36,160,750
利益準備金	600,000
その他利益剰余金	35,560,750
固定資産圧縮積立金	62,861
別途積立金	26,100,000
繰越利益剰余金	9,397,889
自己株式	△198,716
自己株式	△198,716
評価・換算差額等	1,018,900
その他有価証券評価差額金	1,018,900
その他有価証券評価差額金	1,018,900
純資産合計	39,401,982
負債純資産合計	50,213,802

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

費 用		収 益	
売上原価	37,443,199	ガス事業売上高	55,162,010
期首たな卸高	96,870	ガス売上	55,162,010
当期製品製造原価	17,979,013		
当期製品仕入高	19,618,520		
当期製品自家使用高	103,101		
期末たな卸高	148,103		
(売上総利益)	(17,718,810)		
供給販売費	16,061,806		
一般管理費	1,714,679		
(事業損失)	(57,675)		
営業雑費用	4,848,031	営業雑収益	4,774,867
受注工事費用	1,297,153	受注工事収益	1,280,159
その他営業雑費用	3,550,877	その他営業雑収益	3,494,708
附帯事業費用	5,920	附帯事業収益	69,396
(営業損失)	(67,362)		
営業外費用	1,653	営業外収益	303,976
支払利息	376	受取利息	36
投資有価証券評価損	1,006	受取配当金	88,237
雑支出	270	導管修理補償料	67,233
		受取賃貸料	83,156
		雑収入	65,312
経常利益	234,959		
税引前当期純利益	234,959		
過年度法人税等	12,177		
法人税等調整額	100,146		
当期純利益	122,636		
合 計	60,310,250	合 計	60,310,250

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		固定資産 圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	2,400,000	21,043	3	21,046	600,000	67,868	26,100,000
当期変動額							
剰余金の配当							
固定資産圧縮積立金の取崩						△5,006	
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△5,006	-
当期末残高	2,400,000	21,043	3	21,046	600,000	62,861	26,100,000

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	9,653,758	36,421,626	△18,402	38,824,271	801,181	39,625,452
当期変動額						
剰余金の配当	△383,512	△383,512		△383,512		△383,512
固定資産圧縮積立金の取崩	5,006	-		-		-
当期純利益	122,636	122,636		122,636		122,636
自己株式の取得			△182,063	△182,063		△182,063
自己株式の処分			1,749	1,749		1,749
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					217,719	217,719
当期変動額合計	△255,869	△260,876	△180,313	△441,189	217,719	△223,470
当期末残高	9,397,889	36,160,750	△198,716	38,383,081	1,018,900	39,401,982

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。

(ロ) たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。なお、のれんについては、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、5年による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各期における発生額について5年による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、「前払年金費用」として投資その他の資産に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ハ) ガスホルダー修繕引当金

球形ホルダーの定期開放検査費用の支出に備えるため、必要費用を期間均等配分方式で計上しております。

(ニ) 器具保証引当金

販売器具の保証期間内のサービスに要する費用の支出に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

都市ガスの販売

ガス事業会計規則を適用し、定例的に実施する計量器の検針により測定した需要家のガス使用量に基づき収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「導管修理補償料」は、営業外収益の総額の10分の1を超えたため、当事業年度においては区分掲記しております。なお、前事業年度における「雑収入」に含まれる当該金額は19,771千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る貸借対照表等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る貸借対照表等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の貸借対照表等に計上した金額

繰延税金資産(純額) 657,104千円
(繰延税金負債と相殺前の金額は1,076,676千円)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び無形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	141,003,142千円
無形固定資産の減価償却累計額	2,040,010千円

(2) 保証債務

妙高グリーンエネルギー株式会社	176,000千円
-----------------	-----------

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	362,755千円
仕入高	2,024,638千円
営業取引以外の取引高	4,333,808千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

期末日における自己株式数

普通株式 67,919株

(注) 期末日における自己株式数のうち、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」が所有する株式数は、61,700株であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金否認	7,470千円
役員退職慰労引当金否認	103,608
一括償却資産損金算入限度超過額	38,783
未払事業税否認	20,008
ガスホルダー修繕引当金繰入超過否認	372,279
器具保証引当金否認	106,174
未払賞与否認	108,325
未払固定資産税否認	29,535
資産調整勘定	206,919
固定資産減損損失否認	180,934
資産除去債務否認	7,024
税務上の繰越欠損金	36,027
その他	56,313
繰延税金資産小計	1,273,406
評価性引当額	△196,729
繰延税金資産合計	1,076,676
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△393,374千円
固定資産圧縮積立金	△24,397
資産除去債務	△1,761
その他	△38
繰延税金負債合計	△419,572

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社	叡井産業㈱	(被所有) 直接 11.1 間接 5.4	役員 4名	資材等の購入先 及び本支管工事 等の発注先	資材等の購入 ※1	1,121,608	関係会社 短期債務	141,875
					本支管工事等 の発注 ※2	724,412	関係会社 短期債務	194,514

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	敦井(株)	(被所有) 直接 2.1	役員 2名	各種保険契約先	各種保険契約 ※3	20,755	未払費用	4,589

- (注) 1. 敦井産業(株)は当社役員敦井榮一氏、敦井一友氏及びその近親者が議決権の過半数を所有しているため、「役員及び個人主要株主等」にも該当しております。
2. 敦井(株)は当社役員敦井榮一氏、敦井一友氏及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針
- ※1 資材等の購入については、市場の実勢価格をみて、交渉のうえ決定しております。
- ※2 本支管工事及び供内管工事の発注については、当社が定めた工事費支払基準に準拠して提示された見積をもとに、その他の工事については過去の発注条件等を勘案し、交渉により決定しております。
- ※3 一般取引価格を参考のうえ、決定しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

(1) ガス器具の販売

「連結注記表 7. 収益認識に関する注記 (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (イ) ガス器具の販売」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) ガス受注工事の施工

「連結注記表 7. 収益認識に関する注記 (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (ロ) ガス受注工事の施工及び土木・管工事業」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

なお、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、都市ガスの販売についてはガス事業会計規則に基づいて収益を認識しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 8,326円57銭

(2) 1株当たり当期純利益 25円73銭

(注) 当社は「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」を導入しており、1株当たり純資産額の算定上、株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (当事業年度61,700株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当事業年度27,236株)。

12. その他の注記

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

「連結注記表 9. その他の注記 (1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

北陸瓦斯株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所
指定有限責任社員 公認会計士 清水 栄一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 池田 洋平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸瓦斯株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えずと合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

北陸瓦斯株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所
指定有限責任社員 公認会計士 清水 栄一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 池田 洋平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸瓦斯株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第172期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第172期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集等に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況を監視及び検証いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

北陸瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役 森 裕之 ㊞

社外監査役 西潟 精一 ㊞

社外監査役 能勢 正敏 ㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図

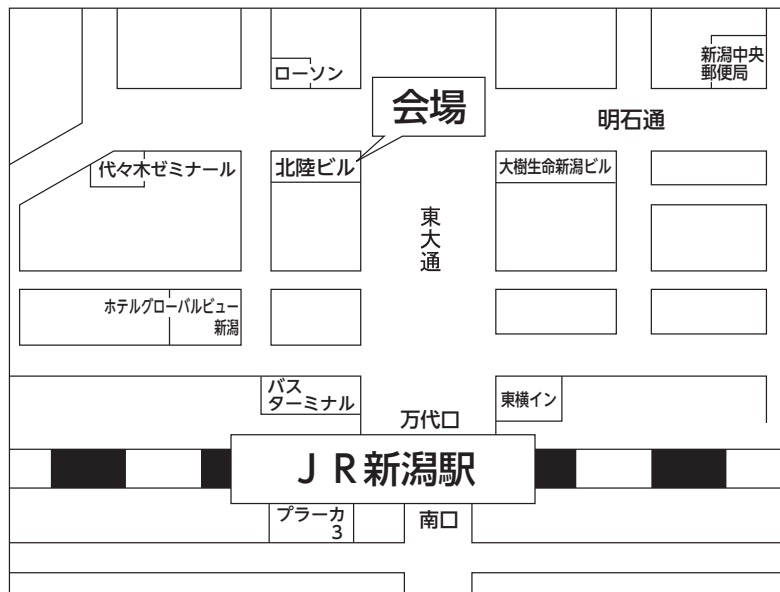
会場

北陸ビル 8階 当社会議室

新潟市中央区東大通一丁目2番23号 TEL (025) 245-2211

交通

J R | 新潟駅万代口より徒歩5分



【株主の皆さまへ】

- ・当日のご来場につきましては、ご自身の体調等をご確認のうえ、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場の座席間隔を広げて配置することから、座席数が減少しております。あらかじめご了承ください。
- ・会社法の改正による電子提供制度の施行に伴い、従前書面でお送りしていた株主総会資料をウェブサイト（URL等は本通知1頁記載）に掲載して提供しております。環境への配慮等も踏まえ、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ご出席の株主さまへの「お土産」のご用意はございません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。